

法律の 現場から

116

スキーバス事故 におもろう

◆◆◆◆◆
弁護士法人 名古屋北法律事務所

弁護士 加藤 悠史

今年1月、軽井沢スキーバス転落事故という痛ましい事故が発生しました。事故の原因が、車両の不具合なのか、運転手のミスなのか、特定が難しいようです。しかし、こうした事故が起きると、真つ先に思い浮かぶのが、運転手の労働環境は大丈夫だったのかという問題です。

ても拘束時間を一定以下にしなければならぬという規制を行っています。そうすることによって、十分な休息を確保して、事故を避けようという趣旨です。

こうした規制があるために、業界では、運転手不足に悩まされていると聞きます。経営上は大変な問題ですが、やはり、人の命よりも重いものはないと思います。

観光バスやトラック運転手などは、長時間の拘束時間があったり、深夜の勤務があるなど、働く環境は厳しいものがあります。そのため、厚生労働省も、労働時間の上限だけでなく、途中に長時間の休憩をとつ

